

事業者の皆様へ

建設工事の入札に係る最低制限価格の算定方法について

養父市では、市が発注する建設工事案件については、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項に規定されている趣旨により、当該契約の内容に適合した履行の確保を図るため、最低制限価格を設定しています。

本市における、同価格の設定方法は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデル式を踏まえ、最低制限価格の算定式を下記のとおり運用しています。

1 目 的

公共工事の品質確保とダンピング受注の防止を図ることを目的とする。

2 対 象

対象工事は、予定価格が 200 万円を超えるもの

3 算定方法

（1）予定価格算出の基礎となった次の

直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費×0.68

ただし、上記の算出額が予定価格算出の基礎となった価格の

- ・ 0.92 を超える場合は、0.92 とする。
- ・ 0.75 に満たない場合は、0.75 とする。

（2）特別なものは、予定価格算出の基礎となった価格の 0.75 から 0.92 の範囲内

※適用する工事としては、機械器具設置工事、電気工事、管工事等における機器費が直接工事費の 50%を超える場合等とする。

（3）端数処理は、上記により算出された価格について、実施設計額（税抜）が

30,000 千円未満の場合は万円単位未満切捨

30,000 千円以上 100,000 千円未満の場合は 10 万円単位未満切捨

100,000 千円以上の場合は 100 万円単位未満切捨とする。

4 適用時期

令和 4 年 10 月 1 日以降、入札公告・入札通知を行うものから適用する。